固定資産税の手続き等について

間 財務課 資産税係 ☎62-9124

●固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、富士見町内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に課税されます。

○固定資産の定義

| 土 地 | 宅地・田・畑・山林・原野・雑種地など |
|------|---------------------------------|
| | 基礎があり土地に定着しているもの |
| 家 屋 | 屋根および周壁で三方が囲われ、外界から遮断された空間があるもの |
| | 居住・作業・貯蔵などの用途に使用可能なもの |
| 償却資産 | 事業に使用している機械・備品・家屋とならない構築物など |



- ○税額の算出方法……固定資産の課税標準額×1.4%(税率)=固定資産税額
- ○免税点······・町内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

| 土 地 | 家 屋 | 償却資産 |
|------|------|-------|
| 30万円 | 20万円 | 150万円 |

■固定資産税の主な届出・申請等について

固定資産税に関して令和3年中に次のような事由が発生した場合には、令和4年1月末日までに届出書や申請書等を提出してください。なお、各様式は町ホームページ(https://www.town.fujimi.lg.jp/)からもダウンロードできますので、ご利用ください。

| No. | 届出書等の名称 | 提出する主な事由 |
|-----|---|--|
| 1 | 相続人(現所有者)代表者指定·変更届出書 | 固定資産の所有者が亡くなったとき(※1) |
| 2 | 町税減免申請書 | 貧困等により公的援助を受けている等、町税の減免要件に該当するとき |
| 3 | 新築(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する 固定資産税減額規定の適用申告書 | 新築住宅の減額を受けるとき |
| 4 | 認定長期優良(住宅・中高層耐火建築住宅)に 対する固定資産税減額規定の適用申告書 | 長期優良住宅の減額を受けるとき (県が発行した認定通知書の写しを添付) |
| 5 | 住宅用地適用(異動)申告書 | 新築等で住宅用地特例の適用を受けるときや、 住宅用地の所有者等が変更となったとき |
| 6 | 納税管理人(変更)申告書 | 海外赴任等により納税管理人を 中部・関東の区域内の人から選任するとき |
| 7 | 納税管理人(変更)承認申請書 | 海外赴任等により納税管理人を 中部・関東の区域外の人から選任するとき |
| 8 | 送付先変更届出書 | 納税通知書や納付書・各種通知等の送付先を変更したいとき |
| 9 | 未登記家屋所有者変更届出書 | 登記されていない家屋の所有者が 売買・相続・贈与等により変更となったとき |
| 10 | 家屋滅失届出書 | 家屋の一部または全部を解体・除却したとき(※2) |
| 11 | 土地現況地目·家屋用途変更届 | 土地・家屋の利用状況が変更となったとき(※2) |
| 12 | 償却資産申告書 | 毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告するとき |
| 13 | 家屋の利用状況に関する申告書 | 所有者の住民票が町外にあり、 かつ住宅を居住の用(セカンドハウス)に供しているとき |

^{※1} 富士見町に死亡届を提出した親族の方に用紙をお渡ししています。町外で死亡届を提出した場合は、財務 課資産税係(1階④番窓口)までご連絡ください。

^{※2} 登記済の場合は届出不要ですが、登記日が令和4年1月2日以降となる場合は届出をお願いします。